

政策評価に関する有識者会議(平成31年3月)における指摘事項への対応(整理表)

WG	有識者会議での指摘		対応状況	
	指摘内容	該当部分の議事録抜粋	区分	理由
I-1-2 効率的かつ質の高い医療を提供するために病床機能の分化・連携を推進するとともに、在宅医療・介護連携を図り、地域包括ケアシステムを構築すること				
医療・衛生	<p>施策目標として「病床機能の分化・連携」を掲げているが、これに対応する達成目標や測定指標の設定がされていないので、記載を追加すべき。</p> <p>また、介護療養型医療施設に代わり、平成30年度からは新たに「介護医療院」が創設され、その設置が進められている事情も踏まえ、介護医療院関係の指標を設定すべき。</p>	<p>【山田委員】 「病床機能の分化・連携を推進」というと、介護医療院という新しい施策が…平成30年から入ってくるので、達成目標をモニターしていかななくてはならないと思うのです。そちらが、この測定指標等でどうように反映されているのか、その部分はどこにあるのかということです。</p> <p>施策目標 I-1-2に「病床機能の分化・連携を推進」と書いてあるのに、もしここに介護医療院関係のものが入っていないとすると、一体どこに入っていくのか。非常にうまくいかなかったから、介護医療院が出てきたわけです。だから今度こそ、うまく移行が行われているかというのをモニターすべきだと思います。</p> <p>【菊池座長】 確かに、施策目標に「病床機能分化・連携の推進」が入っているので、これを適切に反映するものが入っているかという御指摘ですから、事務局のほうで受け止めていただくということをお願いいたします。</p>	対応	<p>病床機能分化・連携に関する指標として、地域医療構想の2025(令和7)年における必要病床数を達成するために増減すべき病床数に対する、実際に増減された病床数の割合を新たに設定することとする。</p> <p>目標値は、毎年度、前年度実績値以下とし、2025年までに100%とすることを目指すこととする。</p>
福祉・年金	<p>背景・課題の2について、「医療ニーズと介護ニーズを併せ持つ要介護者や認知症高齢者が増加」との記載があるが、これに関連して、認知症対応型グループホームに関する測定指標などはどうなっているのか。</p>	<p>【山田委員】 背景・課題に、「医療ニーズと介護ニーズを併せ持つ要介護者や認知症高齢者」とあります。地域で暮らしていくことについて、認知症高齢者というのは、家族介護ではとても支えきれない大きな負担が生じるわけですから。例えば、認知症対応型のグループホームとか、そういったものが重要になってくることは明らかで、それらに対する測定指標などがどうなっているのか。</p>	対応	<p>認知症高齢者グループホームを含む地域密着型サービス事業所については、施策目標XI-1-4(地域包括ケアシステムの構築)の測定指標②において、目標が設定されている。</p>
X I-1-2 高齢者の在宅生活に必要な生活支援・介護予防サービスを提供するとともに、生活機能の維持向上によって虚弱を防ぎ元気で豊かな老後生活を支援すること				
福祉・年金	<p>達成目標1に係る測定指標4※について、個別ケースを扱う地域ケア会議も重要だが、施策協議の場である「地域ケア推進会議」が重要な役割を果たすという面もあるので、施策大目標が「地域包括ケアシステムの構築」であることを踏まえ、施策協議の場の回数も測定指標として追加すべきではないか。</p> <p>※測定指標4:個別ケースを取り扱った地域ケア会議の開催回数</p>	<p>【平野委員】 最近では、むしろ地域ケア推進会議という施策システムにつなげる会議がその上であって、そこが重要な役割を果たすのではないかとされている面があるとおもいますので、…(地域包括ケアシステムの構築)ということを大きな目標として立てた場合、…施策協議を今後とも推進する必要はないのかという点で、…施策協議の場の回数も視野に入れていいのではないかと考えた次第です。</p>	対応	<p>地域課題を検討する地域ケア会議を実施している市町村数を指標として設定する。</p> <p>※地域ケア推進会議は、個別ケースを取り扱うものではないため、開催回数の多寡ではなく、実施している市町村数を測定指標として設定</p>
	<p>達成目標1には、生活支援と介護予防サービスの体制を整備すると記載されているにも関わらず、生活支援に関する測定指標が設定されていないので、設定すべき。</p>	<p>【藤森委員】 X I-1-2の目標の1を見ますと、単身世帯が増加し、生活支援の必要性が増加するため、生活支援と介護予防サービスの体制を整備するように設定されています。一方で達成目標1についての測定指標を見ますと、こちらには介護予防が1、2と書かれていますが、生活支援の目標が挙げられていないように思うのです。これは挙げていく必要があるのではないかと思います。</p> <p>確かに、介護予防から生活支援へという流れはあるのかもしれませんが、必ずしも全てのものが、そういう流れになっているわけではないと思います。また、生活支援サービスは単身世帯にとって、とても重要なものだと思いますので、それ自体を目標に設定することは矛盾するものではないと思います。</p> <p>【山田委員】 生活支援については、私はやはり指標を入れていただきたい。</p>	対応	<p>介護予防・日常生活支援総合事業の多様なサービス(基準を緩和したサービス、住民主体による支援、短期集中予防サービス、移動支援)及びその他生活支援サービスを実施している事業所数を指標として設定する。</p>

I-2-1 今後の医療需要に見合った医療従事者の確保を図ること			
医療・衛生	<p>達成手段(3)～(5)で医師国家試験の関係費用をあげられているが、医師数を増やすということは、仕事をしていない人が仕事をしやすいようにするか、合格者数を増やすかのいずれかでなければ数は増えないはずなので、国家試験を運用しているということだけでは数の増加と直結しにくい。医師国家試験の実施が医師数増加にどのように寄与するのかを記載すべき。</p>	<p>【岩佐委員】 医師の数を増やすということで、その達成の手段の中に、医師国家試験の関係費等をあげていますが、・・・数を増やすということは、仕事をしていない人が仕事しやすいようにするか、合格する人、母体を増やすかどっちかでないと数が増えないのではないかとあつて、国家試験を運用しているということだけでは増加と直結しにくいような感じがするので、・・・増加につながるような何らかの工夫等があるのであれば、書いていただいた方が分かりやすいと思います。</p>	<p>対応</p> <p>国家試験においてプライマリ・ケア等を重視することは、医師偏在対策に間接的ではあるが資するものである。 そのため、達成目標の設定理由欄の記載を以下のように改めた。 (修正内容) 地域における医師の不足が継続して指摘されており、医師数の増加が必要であると同時に、医師の偏在も課題となっており、医師国家試験においてもプライマリ・ケア等を重視し、医師偏在対策に資するような対応をしているが、引き続き医師偏在是正に向けて取り組む必要があるため。</p>
	<p>達成目標1では、「医師の偏在を是正する」と目標設定しているが、測定指標1^{※1}は、日本全国の値であり、測定指標2^{※2}は、診療科別の医師数であるが地域における医師の不足が問題であるということなら、地域別の医師数という指標も重要なので、これを達成目標1の測定指標として追加してはどうか。</p> <p>※1 人口10万人対医師数 ※2 診療科別医師数の増減割合</p>	<p>【井深委員】 測定指標に関して、・・・1番が人口10万人対医師数で、これは日本全国の値だと理解するかと思います。2番に関しては、診療科別の医師数のことだと思いますが、この目標に書かれているように、地域における医師の不足が問題であるということから、地域別の医師数という指標も重要であるかと思いますが、そちらが達成目標の指標としていかがかと思ひます。</p>	<p>対応</p> <p>地域別医師数の分布状況を把握する指標として、「医師偏在指標」を追加した。 また、当該指標の算出のため、達成手段として「医師の勤務実態把握調査事業」を追加した。</p>
I-8-1 革新的な医療技術の実用化を促進するとともに、医薬品産業等の振興を図ること			
医療・衛生	<p>測定指標2について、再生医療等に関して、安全性確保上の研究の提供計画だけを測定指標として特出している根拠は何か。</p>	<p>【大西委員】 再生医療関係の法律として制定されて5年近くになると思いますが、安全性確保だけでなく、・・・今まで革新的医薬品についての条件、期限付承認、運用レベルでやっていたようなものを法律で明文化するなど、再生医療や革新的な医薬品に関しては、そのような部分の制度の運用ということも、現状では行われているように理解しているので、そのような部分の指標も取り込んだ形の測定指標の設定ということは、特に現状では検討されていないのか、検討していないとすれば、特に再生医療等に関して、安全性確保法上の研究の提供計画だけを測定指標としてくださった相応の根拠があると思うので、その点についてご説明いただければと思います。</p>	<p>対応</p> <p>施策目標I-6-1(有効性・安全性の高い新医薬品等を迅速に提供できるようにすること)において、「先駆け審査指定制度 指定医薬品目数」「先駆け審査指定制度 指定医療機器品目数」を参考指標として設定する。</p>
II-3-1 規制されている乱用薬物について、不正流通の遮断及び乱用防止を推進すること			
医療・衛生	<p>薬物の再乱用の防止関係の指標を入れるべきではないか。</p>	<p>【岩崎委員】 乱用の後に、医療が必要になったり、あるいは障害が残られて生活上困難を抱えるとか、あるいは再度薬物を使用して塙の中にもどられるとか、そのような方の支援もやらせていただいているのですが、こちらの中には私どもがサポートしているような部分は含まれていないように拝見しますが、それはまた別の所で、違う形で取り組まれているのでしょうか。</p>	<p>対応</p> <p>平成29年の薬物事犯検挙人員(14,019人)の7割以上を占める覚醒剤事犯検挙人員(10,284人)の再犯者率は65.5%となっており、大変憂慮すべき事態である。令和元年度より開始する「薬物乱用者に対する再乱用防止対策事業」は、保護観察の付かない執行猶予判決を受けた乱用者等を対象として実施するが、覚醒剤事犯での再犯者率を下回る目標を設定する。</p>

IV-2-1 非正規雇用労働者(有期契約労働者・短時間労働者・派遣労働者)の雇用の安定及び人材の育成・待遇の改善を図ること

労働・子育て	<p>達成目標2に係る測定指標5について、基準年度(平成17年度)の基準値(9%)に対して、目標年度(平成32年度)で29%以上を目標としており、20%以上引き上げないといけない。</p> <p>これに対して実績値では、平成29年度時点で20.8%であり、このままでは平成32年度に29%以上という目標値を達成することは難しいと考えられる。セミナー開催等を行っているようだが、より効果的な施策を考えないといけないのではないか。達成手段は適切か。</p>	<p>【渥美委員】 測定指標3について、基準年から目標年度の平成32年までに20%ポイント上げなくては行けなくて、この期間の15のうち、8割に当たる12年が経っているにも関わらず、少し足踏みしている状況で、…今までの3倍くらいの増やし方をしない限り目標には達しないと思う。…達成手段としてセミナー等をなさるといふ、…これは余り集客がないように私には見えていて、もう少し何か効果的な施策を考えない限り、目標が達成できないのではないか。</p>	<p>対応</p> <p>セミナーへの参加事業所数が当初見込みを下回った理由は主に、セミナー開催までの期間が短く周知が充分でなかったことが考えられる。今後は計画的な周知を行うとともに、短時間正社員を導入している企業から事例を発表してもらうなどプログラムを見直す。</p> <p>併せて、短時間正社員制度を導入・整備しようとする事業主のためのコンサルティングや「短時間正社員制度導入支援マニュアル」の改定を行うことにより、測定指標5の目標値達成により資する事業運営とする予定である。</p>
	<p>達成目標2にはパート労働者以外も含まれるはずであり、有期雇用労働者や派遣労働者も含めた目標と測定指標とすべきである。</p> <p>パート・有期法の施行後に、有期雇用労働者も入れた指標を検討することだが、大企業では改正法施行は平成32年4月であり、本施策目標の評価は平成32年夏なので、それに向けて現段階から測定指標を設定しておくべきではないか。</p>	<p>【内田委員】 達成目標2に、(大企業と中小企業で)その実施年次は違っても、派遣も含めた同一労働同一賃金の指標にすべきではないか。</p> <p>この指標は2019年、平成31年の評価であれば、今言われた(パートタイム・有期雇用労働法が現段階では未施行なので指標に入れていない)とおりなのですが、これは2020年、平成32年度の計画なので、もう既に法施行されているわけです。一方で法施行がされている労働者がいる中で、今言われたような現時点で改正法が適用されていないから、というのは、少し時間軸の考え方がずれていると思う。</p>	<p>引き続き検討</p> <p>パートタイム・有期雇用労働法については、令和2年4月1日から施行される。(※中小企業は令和3年4月1日より施行)令和元年度は施行に向けて周知啓発を行っている状況。</p> <p>委員ご指摘のとおり、政策評価として実際に評価を行うのは令和2年度(法の施行後)になるが、そもそも評価の対象は令和元年度に実施する施策である。このため、令和元年度時点で未施行の法律に関する指標を設定することは不可能。</p> <p>ただし、法施行後の令和2年度の事前評価書については、有期雇用労働者も含めた測定指標とする予定。(※中小企業は令和3年度から対応予定)</p> <p>なお、派遣労働者の処遇改善については、V-1-1ではなくIV-2-1に包括されており、達成目標2では対象となっていないが、達成目標1及び3にかかる測定指標には派遣労働者も含んだものとなっている。</p>
	<p>背景・課題2に「正規雇用と非正規雇用の「働き方の二極化」を解消」といった表現があるが、働き方に制約を伴う場合でも、伴わない場合でも、働き方や貢献度に応じて公正な処遇をにより、柔軟な働き方ができるようにしていこう、というのが目指すべき方向。「働き方の二極化」の解消では、非正規という働き方自体が悪いように見えるので、記載ぶりの修正を検討してほしい。</p>	<p>【遠藤委員】 背景・課題2について…「正規雇用と非正規雇用の「働き方の二極化」を解消」という一文があるが、今問われているのは就業形態、雇用形態に関わらず、公正な処遇をしていきましょう、本人が望むのであればキャリアアップの機会を拡大し、キャリアアップの機会を有効に使って頂いて、活躍促進を図っていこうという流れです。二極化を解消という言い回し自体が適当なのかどうか。</p> <p>これまでの議論から言うと、働き方に制約を伴う場合と制約を伴わない場合があり、制約を伴ったとしても働き方や貢献度合いに応じて対応していこうというもの。…非正規の働き方自体が悪いものであるかのようなことを前提にした記述ぶりにしか読めない部分があるので、もう少し工夫してほしい。</p>	<p>対応困難</p> <p>検討の結果、修正はせず。「働き方の二極化」の解消」という表現に、非正規雇用労働者を否定的に(「解消」すべき存在として)捉える意図はなく、単に、正規雇用労働者か非正規雇用労働者かの二択のみではなく、多様な正社員など、選択の幅を広げるという意図で「二極化の解消」としている。</p> <p>なお、委員ご指摘のとおり、労働条件に何らかの制約が伴うために非正規雇用労働者を選択した者についても、正社員化を希望するか否かに関わらず、まずは均衡待遇を確保することが重要と考えている。</p>

V-1-1 公共職業安定機関等における需給調整機能の強化及び労働者派遣事業等の適正な運営を確保すること

労働・子育て	<p>背景・課題3に記載されている「学卒未就職者等」に関連して、現状の雇用情勢の下で学卒未就職者数は相対的に減少している一方で、中退者と早期離職者は高止まりしている現状がある。中退者と早期離職者に関する具体的な指標を設定するタイミングにきているのではないか。</p>	<p>【遠藤委員】 学校に行っている方々を対象にすれば、卒業したけれども就職できない人、学校を卒業できないまま中途退学した人、実際は就職できたが早期に離職してしまった人と、3つの局面があります。現状の、堅調な雇用情勢を見ますと、学卒未就職者の数は相対的に減ってきています。それに対して、中退者と早期離職者の状況は高止まりしている現状がある中で、中退者と早期離職者の対応についての具体的な指標作りは、本腰を入れてやるべきタイミングにきているのではないかと。そうでないと、雇用情勢が悪くなった時に、この方々を救うような手立て、施策がどんなに考えられたものでも、効果を発揮する状況に至らないのではないかと懸念されることです。</p>	<p>引き続き 検討</p> <p>○ 中退者について 地域若者サポートステーションにおいて、中退者等の希望に応じて、学校や自宅等へ訪問するアウトリーチ型の就労支援、また、ハローワークにおいて、専門的な職業相談や、高校中退者のニーズ等を踏まえた求人確保等の就職支援を実施しているが、中退者への具体の支援のあり方については、支援対象者それぞれの進路希望(高校編入、大学進学希望者も含まれる)・その他の状況にも影響されるものであり、現時点で定量的な目標設定には至っていない。 ご指摘を踏まえ、中退者支援のさらなる強化や目標設定について引き続き検討してまいりたい。</p> <p>○ 早期離職者について 新卒応援ハローワーク等において、新卒者等の不本意な早期離職を防ぐため、就職後の職場定着支援を実施しているところであるが、早期離職者やそのリスクを抱える者への具体の対応のあり方については、支援対象者それぞれの状況(積極的な転職希望を有する者も含まれるもの)にも影響されるものであり、現時点で定量的な目標設定には至っていない。 ご指摘を踏まえ、定着支援等のさらなる強化や目標設定について引き続き検討してまいりたい。</p>
	<p>達成目標1について、設定理由欄に「労働力需給のミスマッチを解消し」と記載があるが、求人側と求職側で労働者のキャリアを正しく認識することをハローワークでも実施するべき。そのために、ジョブカードをハローワークのマッチングの際にも活かす、ジョブカードの実用化に関する目標を入れてほしい。</p>	<p>【内田委員】 達成目標1の設定理由欄に「労働力需給のミスマッチを解消し」という表記があります。今政府では、65歳以降の雇用について・・・検討されたり、厚生労働省では、ジョブカード制度推進会議とか、自らのキャリアをカード化して就労につなげるという制度があるわけです。・・・「ミスマッチ」ということですが、求人側と労働側で労働者のキャリアがきちんとお互いに認識されるといったことをきちんとハローワークでやっていけば、こういったミスマッチも解消できるのではないかと。</p>	<p>対応困難</p> <p>①ジョブ・カードは、ハローワークだけでなく、都道府県や高齢・障害・求職者雇用支援機構、民間訓練機関、助成金活用企業等、さまざまな作成場面がある。すでにVI-1-1の達成目標2として掲げている「ジョブ・カード取得者数」についても、それらの活用場面を総括し全取得者数を目標値として設定している。</p> <p>②ハローワークにおけるジョブ・カードの活用は、個別担当者制による支援メニュー(自己理解のためのツール)として、手厚い支援を必要とする求職者等に対して、必要に応じて選択的に支援を展開しているものであること。また、直接的に労働力需給のミスマッチ解消を図るツールとして開発されたものではないこと。かかる支援・活用実態から、ハローワークにおけるジョブ・カード活用に関する目標設定は馴染まない。</p>

Ⅶ-4-1 ひとり親家庭の自立のための総合的な支援を図ること

労働・子育て	<p>達成目標2に係る測定指標2(ひとり親家庭等日常生活支援事業の年間利用者数)について、「ひとり親家庭」を一括りにしてしまうと、本事業の利用が、母子家庭に比べ父子家庭で進んでいない現実が見えなくなってしまう。</p> <p>そのため、本事業の利用者数を測定指標とする場合に、母子家庭と父子家庭で区別して指標化してほしい。</p>	<p>【平野委員】 達成目標2の2番目にひとり親家庭の日常生活支援事業の年間利用件数が挙がっていますが、基本的に父子家庭の利用が進まないというのが、以前、研究してきた時の大きな課題だったので。これが統一的な指標でどうしても計算されてきて、父子家庭の利用が進まない現実がなかなか表にならない課題があるという問題があります。</p> <p>利用の実績と目標値を設定する時に、トータルだけでなく、相対的に父子家庭の利用が伸びていない等の施策上の格差の問題を是正する政策指標・目標を設定できないか、検討してほしい。</p>	一部対応	実績値を記載する際に、内訳として母子家庭、父子家庭、寡婦の利用者数を記載することとする。
	<p>達成目標1に係る測定指標1(母子・父子自立支援員の相談件数)について、平成31年度の目標値が150万件となっているが、平成27年度～平成29年度の実績は70～75万件程度なので、これと比較して2倍近い実績を出さなければならない状況。何が相談利用の阻害要因となっているのか。又は、そもそも目標値の設定水準自体を再検討する必要があるのか。</p>	<p>【玄田委員】 測定指標1について、・・・平成27年度、平成28年度、平成29年度とほぼ約75万件前後で推移しております。それに対して、平成31年度は150万件と倍の目標が設定されております。・・・この2倍の開きがあるのをどう考えるのか。この背景には、相談を必要としているのだけれども、何かの理由で相談には至らないような背景があるという試算のようなものがあって、150万という件数をずっと維持しているのか、それともむしろ・・・この150万という数字自体をもう一度再検討する必要があるのか。</p> <p>【菊池座長】 具体的な現実的な目標としてはどうなのだろうという気も少し致します。・・・持ち帰ってご検討頂きたいと存じます。</p>	一部対応	令和元年度より、ひとり親家庭の相談支援の充実を図るため、民間団体を活用したひとり親家庭の相談から見守りまでの支援、離婚を考える父母等に対する子どもの養育等について考える機会の提供や各種支援に関する情報提供を行うモデル事業の実施により、必要な者を行政窓口につなげることとしており、目標達成に向け事業の一層の充実を図る予定である。

Ⅸ-1-1 障害者の地域における生活を総合的に支援するため、障害者の生活の場、働く場や地域における支援体制を整備すること

福祉・年金	<p>達成目標3(障害児支援の提供体制の整備等)に係る測定指標10(児童発達支援センターの設置数)、測定指標12(重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所数)については、広域自治体も数多く存在する中で、「各市町村に1箇所以上」では十分な供給量ではない。 供給サイドから見た目標値の設定ではなく、需要サイドから見た目標値の設定が必要。</p>	<p>【渥美委員】 測定指標10と測定指標12、児童発達支援センターの設置数、重症心身障害児の事業所数について、基準値も実績もない状態で各市町村に1箇所というのは、…実際問題…特に地方だと平成の大合併で広域自治体がいっぱいあります。ですから、通えるか通えないかという観点で言うと、各市町村に1つでは絶対に足りないです。ここは現時点ではこれでもいいかと思いますが、将来目標としては、できれば供給サイドの目標でなく利用者再度からの目標、すなわち、例えばヨーロッパであれば利用児童が住んでいる家から半径何キロ以内にあるとか、…将来的にはそういう方向で、是非、目標設定していただくと有り難いと思います。</p> <p>【山田委員】 達成目標3についてですが、…これは充足がどれくらいされているのかが重要であって、渥美先生は今後の課題という形で整理されましたけれども、できれば例えば30分以内で到達できるような形での設置がどこまで行われているのかといった、そういう補助的な指標もあったらよいと思います。</p>	引き続き検討	<p>・障害児支援の提供体制については、児童福祉法に基づく障害児福祉計画を国・都道府県・市町村がそれぞれ策定し、計画的にその整備を進めることとしている。児童発達支援センターについては、障害児支援の中核的機能を担うものとして、国の計画において各市町村に1カ所以上という目標を定めている。障害児が利用できる通所サービスとしては、このほか、児童発達支援事業があり、これについては都道府県・市町村の計画において、地域のニーズを踏まえたサービス提供量を定めることとしている。</p> <p>・いずれにしても、次期障害福祉計画に向け、現行計画の達成状況等も踏まえつつ、適切な目標設定について引き続き検討してまいりたい。</p>
	<p>施策目標Ⅸ-1-1は、達成目標や測定指標が障害福祉計画をなぞるようになっていないが、障害福祉計画に記載のない項目についても、この事前分析表で測定指標を設定してもよいのではないかと。 具体的には、達成手段(8)として記載されている「障害者就業・生活支援センター事業」について、障害者福祉計画には目標を定めてはいないが、コーディネート機能としてこのセンターの意義は現場では大変高く評価されているので、相談件数を測定指標として設定してほしい。</p>	<p>【平野委員】 こちらの達成目標は…障害福祉計画の数値が主になっていて、…目標がサービスの体制整備ということだと思いますが、達成手段の1の(8)に障害者就業・生活支援センター事業があり、…これが達成のための1つのツールだということは承知していますけれども、どちらかというと、この機能には相談を支援してつなげていく機能があるので、…コーディネート機能として、このセンターの意義というのは現場では大変高いと評価されていますので、その実績(相談件数)も測定指標の中に入れていただけないか。</p>	引き続き検討	<p>障害者就業・生活支援センターの相談件数は、一般就労する前の障害者に対する就業支援と生活支援の取組における中間的な段階に関する指標であり、すでに障害福祉計画において、一般への就労移行者数等の目標値を設定しているなかで、当該指標を別途設けることが適切かどうか引き続き検討してまいりたい。</p>
	<p>施策目標が「障害者の地域における生活を総合的に支援するため…地域における支援体制を整備する」となっているので、障害福祉サービスを担う人材の確保、障害特性に応じた人材の確保についても、努力してほしい。</p>	<p>【岩崎委員】 施策の大目標として、必要な保健福祉サービスが的確に提供される体制の整備ということが挙げられています。…体制が整備されても、そこで働いてくださる質の高い人材がいないと…いつまで経ってもサービスの質が上がらないということがございます。また、障害領域は高齢領域と違って、それぞれの障害ごとの特性があると思いますので、その障害特性というモノに応じて活躍できるような人材の確保についても、是非、ご検討いただきたいです。</p>	引き続き検討	<p>障害福祉人材の確保等に係る取組としては、まずは、障害福祉サービス等に従事される方々の処遇改善を行っていくことが重要であると考えている。 本年10月より、「新しい経済パッケージ」に基づき、人材確保のための取組をより一層進めるため、経験・技能のある障害福祉人材に重点化を図りながら、障害福祉人材の更なる処遇改善を進めること、さらに、他の職員などの処遇改善ができるよう柔軟な運用を認めることとする「福祉・介護職員等特定処遇改善加算」を創設し、障害福祉人材の更なる処遇改善を予定している。 障害特性に応じた人材確保対策についても引き続き検討してまいりたい。</p>

<p>達成目標2(精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築)の進捗状況を測るものとして、測定指標9(入院1年以上の長期入院患者数)のみが設定されているが、退院後に地域での受け皿があるのか等を把握するような指標の設定が必要。退院するだけが目標ではよくない。</p>	<p>【藤森委員】 測定指標9で、入院1年以上の長期入院患者数を減少させていくという目標が挙げられています。しかし、私たちが評価する際には、どのようにして長期入院患者数が減少したのかということを見ないと評価できないと思います。…その後、退院された方は地域でどのようにして暮らしていっているのか、地域の受け皿や支援体制はどうなったのかを見ないといけないと思っています。しかし、そうした点に関する目標がありません。…長期入院患者数の減少という目標だけでなく、地域がどう変わり、受け皿や支援体制の整備についての目標を挙げていく必要があるのではないかと思います。</p>	<p>対応</p>	<p>第5期障害福祉計画においては、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る成果目標として、保健・医療・福祉関係者による協議の場を各障害保健福祉圏域及び各市町村に設置することを目標として定めていることから、これを達成目標2に関する測定指標として追加することとする。</p>
<p>達成目標1やその背景・課題1には、地域生活への移行、地域での自立した生活をするための拠点等の整備、就労支援と複数の要素が入っているので、ここは2つに分けるべき。</p>	<p>【山田委員】 (達成目標1について)「障害者が地域で自立した生活を営むことができるよう」というのと、「障害者の就労支援」と2つの内容が混ざっているの、これは2つに分けて、それぞれ対応した形にまとめた方がいいのではないかと。</p>	<p>引き続き検討</p>	<p>委員指摘に基づいて記載の変更を検討する。 ※地域生活の支援と就労支援は現在、障害者総合支援法のもとで一體的に取り組んでおり、その旨がわかる記載方法を検討する。</p>
<p>達成目標1(障害者の地域生活を総合的に支援する)に関する測定指標6(就労継続支援B型等の平均工賃月額)の平成31年度(及び毎年度の目標値)が「前年度の平均工賃月額を上回る」という指標の立て方ではなく、工賃増設計画と比較し、そこで設定された閾値に対して〇%というような、もう少し具体的な指標となるよう工夫が必要ではないか。</p>	<p>【山田委員】 測定指標6に「前年度の平均工賃月額を上回る」となっていますが、これはもう少し工夫が必要かと思えます。というのも、かつては工賃増設計画というものがございまして、…それで設定された閾値があるのであればそれに対して何%か、という形にしたらどうかと思えます。</p>	<p>対応困難</p>	<p>平均工賃月額の指標については、実績にかかわらず、少なくとも毎年度工賃を上げていくことが重要であり、景気動向等の外部要因による変動もあることから、「前年度の平均工賃月額を上回る」という指標は適当と考えている。</p>

Ⅷ-2-1 社会福祉に関する事業に従事する人材の養成確保を推進するとともに、福祉サービスの質の向上を図ること

<p>福祉・年金</p> <p>測定指標3に代わり新たな指標を設定したことは分かった。また、測定指標2について新工程表でKPIIに設定しているため落とせないにしても、介護の質を図るものとして、他の指標を追加的に設定すべきである。</p> <p>測定指標2: 地域医療介護総合確保基金による介護人材の資質向上のための取組を実施する都道府県数</p> <p>測定指標3: 地域医療介護総合確保基金による計画の目標(研修受講人数等)に対する達成率</p> <p>新たな指標: 「介護に関する入門的研修」の実施からマッチングまでの一体支援事業により介護施設等とマッチングした数</p>	<p>【山田委員】 地域医療介護総合確保基金による介護人材の資質向上のための取組を実施する都道府県が、27年度には47都道府県、28年度も47都道府県と、47都道府県がずっと続いているだけの指標ですから、測定指標としては適当ではない。国民は47都道府県と並んだ数値を見ても、目標が達成されているかどうかというのは分からないと思います。…パイロット事業でも何でもいいので実施していただいて、各施設で起こった事故の件数…虐待でなくてもいいと思うのですが、いろいろな指標は工夫して取れると思います。ですから、さすがにゼロ回答というのはいかがなものかと思いますが、47都道府県と書いたもの以外の指標はできないということでしたら、参考指標とか何らかの形で対応していただきたい。</p> <p>付け加えるならば、…資質というのは賃金率によって、当たり前のことですけれども相関がものすごく高いというのがありますから、質の代わりに賃金率で評価することも、経済学的な根拠に基づけば当然ながら考えられる。</p> <p>【藤森委員】 47都道府県という目標が達成できましたというのは果たして妥当なのかどうか。それに代替する指標というのは考えていただいたほうがよろしいのではないかと思います。</p> <p>【岩佐委員】 質を測るのは極めて難しいというのは理解しつつも、しかし、施策を展開する側が「そこは難しいので駄目なんです」と言われると、そこは最も重要なことになるので…何らかの取り組む姿勢が求められていると思います。</p>	<p>対応</p>	<p>○ 介護の質を指標として評価することは非常に困難であるが、専門的知識・技能を有し、介護職のグループの中で中核的な役割を担うことが期待される介護福祉士従事者が増加することは、認知症や医療的ケアなど介護ニーズの複雑化、多様化、高度化が進む今日において、利用者のニーズに対応できる介護職員の増加につながると考えられ、介護福祉士従事者数を測定指標に設定。</p>
--	--	-----------	--

新たな外国人材の受入れに伴う施策の政策体系における位置付け

背景

- 本年4月より、改正出入国管理法に基づく新たな外国人材の受入れが施行されている。（注）制度の所管は法務省
- これに伴い、厚生労働省でも、**介護・ビルクリーニング分野における受入環境の整備、適正な労働条件と雇用管理の確保、労働安全衛生対策の実施、適切な社会保険の適用促進、安心・安全に医療機関を受診できる環境の整備**などにより、外国人材がその能力を有効に発揮できる環境の整備に取り組むこととしている。
- また、**技能実習制度について、引き続き受入れ企業における労働関係法令の遵守の徹底を図ること等により、制度の趣旨に沿った適正な運用の確保に努めること**としている。

基本的な考え方

- 政策体系は、政策評価を体系的に実施するため、厚生労働省が実施する施策について、政策の特性等を踏まえて策定している。
- そのため、外国人材に関係する施策についても、社会保障や労働政策における施策としての親和性の観点からグルーピングしている現在の政策体系の策定方法と矛盾しない扱いが必要。
- このような考え方に基づき、政策体系で「外国人関係の施策」として一括りにするのではなく、既存の個々の施策目標の中で、新たに達成目標や測定指標の追加等により対応することとする。

※ 以下については予定であるため、確定事項ではないことに留意。

※ 令和元年度事前分析表は8月末日途に公表予定。

【個別の取組事項の施策目標における対応状況】

項目	施策番号	対応
① 介護分野における受入環境の整備	VIII-1-1 (VIII-2-1)	・ 達成目標として「外国人介護人材の受入環境の整備を図ること」を新設し、これに対応した測定指標も設定。
② ビルクリーニング分野における受入環境の整備	II-5-1	・ (既存の)達成目標である「多数の者が使用し、又は利用する建築物における衛生的な環境の確保」に資する達成手段として、ビルクリーニング業における外国人材確保事業を追加
③ 適正な労働条件の確保	III-2-1	・ 達成目標として、「外国人材の受入環境整備等を図るため、適正な労働条件と労働安全衛生の確保」を新設し、これに対応した測定指標・参考指標も設定。
④ 労働安全衛生対策		
⑤ 雇用管理の確保	V-3-1	・ 達成目標として「外国人材の安定した就労を図ること」を新設し、これに対応した測定指標も設定。
⑥ 適切な社会保険の適用促進	III-5-1	・ 従前より、達成目標として「労働保険適用促進」を設定。
⑦ 安心・安全に医療機関を受診できる環境の整備	I-1-1	・ 従前より、達成目標として「外国人患者を受入れる医療機関の認証制度の浸透等を図ること」を設定していたが、「～図ることにより、医療機関における外国人患者の受入体制を整備する」という記載を追記。 ・ 測定指標は従前より設定済み(外国人患者受入認証病院数、医療通訳配置病院数)。
⑧ 技能実習制度の適正な運用の確保	VI-1-1	・ 従前より、達成目標として「外国人技能実習制度の適正な運営の推進」を設定。今後、技能実習生の増加が見込まれることもあり、参考指標を追加。